





不燃化推進特定整備地区の指定について

東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成二十五年三月二十九日付二十四都市整防第五百九十八号)第五条第一項の規定により、不燃化推進特定整備地区(以下「地区」という。)を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 地区の名称、位置、区域及び面積

(一)

大塚五・六丁目地区

文京区大塚二丁目、大塚三丁目、大塚四丁目、大塚五丁目及び音羽二丁目の各一部並びに大塚六丁目(別図一のとおり)

約二十七・九ヘクタール

(二)

谷中二・三・五丁目地区

台東区谷中二丁目、谷中三丁目及び谷中五丁目(別図二のとおり)

約二十八・七ヘクタール

(三)

京島周辺地区

墨田区京島一丁目の一部、京島二丁目及び京島三丁目

(別図三のとおり)

約四十ヘクタール

(四)

鐘ヶ淵周辺地区

墨田区東向島五丁目及び墨田一丁目の各一部、墨田二丁目、墨田三丁目、墨田四丁目並びに墨田五丁目(別図四のとおり)

約八十・六ヘクタール

(五)

北砂三・四・五丁目地区

江東区北砂二丁目及び北砂三丁目の各一部、北砂四丁目並びに北砂五丁目、北砂六丁目、北砂七丁目、南砂一丁目及び南砂五丁目の各一部(別図五のとおり)

約四十八・六ヘクタール

(六)

東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区

品川区東中延一丁目、東中延二丁目、中延二丁目、中延三丁目及び西中延三丁目(別図六のとおり)

約三十六・八ヘクタール

(七)

補助二十九号線沿道地区(品川区)

品川区大崎三丁目、大崎四丁目、西品川三丁目、戸越一丁目、戸越二丁目、戸越四丁目、戸越五丁目、戸越六丁目、豊町一丁目、豊町六丁目、二葉三丁目、二葉四丁目、西大井二丁目、西大井四丁目、西大井五丁目及び西大井六丁目の各一部(別図七のとおり)

約二十六・五ヘクタール

(八)

豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区

品川区豊町四丁目、豊町五丁目、豊町六丁目、二葉三

丁目、二葉四丁目及び西大井六丁目 (別図八のとおり)
約六十三・六ヘクタール

(九)
旗の台四丁目・中延五丁目地区

品川区旗の台四丁目及び中延五丁目 (別図九のとおり)

約十九・三ヘクタール

(十)

戸越二・四・五・六丁目地区

品川区戸越二丁目、戸越四丁目、戸越五丁目及び戸越

六丁目 (別図十のとおり)

約三十九・二ヘクタール

(十一)

西品川一・二・三丁目地区

品川区西品川一丁目の一部、西品川二丁目及び西品川

三丁目 (別図十一のとおり)

約四十二・一ヘクタール

(十二)

大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区

品川区大井五丁目、大井七丁目、西大井二丁目、西大

井三丁目及び西大井四丁目 (別図十二のとおり)

約六十八・一ヘクタール

(十三)

大井二丁目地区

品川区大井二丁目 (別図十三のとおり)

約十・二ヘクタール

(十四)

目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区

目黒区目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、原町一丁目
及び洗足一丁目の一部 (別図十四のとおり)
約五十七・二ヘクタール

(十五)
大森中地区 (西糀谷、東蒲田、大森中)

大田区西糀谷一丁目及び北糀谷二丁目並びに大森中二

丁目、大森中三丁目、西糀谷二丁目、西糀谷三丁目、西

糀谷四丁目、東蒲田一丁目、東蒲田二丁目及び南蒲田一

丁目の各一部 (別図十五のとおり)

約九十・三ヘクタール

(十六)

羽田二・三・六丁目地区

大田区羽田二丁目、羽田三丁目及び羽田六丁目の各一

部 (別図十六のとおり)

約三十四・八ヘクタール

(十七)

補助二十九号線沿道地区 (大田区)

大田区東馬込二丁目の一部 (別図十七のとおり)

約一・四ヘクタール

(十八)

区役所周辺地区

世田谷区梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺一丁目、世

田谷四丁目、若林三丁目、若林四丁目及び若林五丁目並

びに赤堤一丁目、赤堤二丁目、豪徳寺二丁目、世田谷三

丁目、松原六丁目及び宮坂二丁目の各一部 (別図十八の

とおり)

約百四十五ヘクタール

(十九)

北沢三・四丁目地区

世田谷区北沢三丁目及び北沢四丁目 (別図十九のとおり)

約三十三・六ヘクタール

(二十)

太子堂・若林地区

世田谷区太子堂四丁目、太子堂五丁目及び若林一丁目

並びに若林二丁目の一部 (別図二十のとおり)

約六十四・五ヘクタール

(二十一)

北沢五丁目・大原一丁目地区

世田谷区北沢五丁目及び大原一丁目 (別図二十一のと

おり)

約四十四・二ヘクタール

(二十二)

大和町地区

中野区大和町一丁目の一部、大和町二丁目、大和町三

丁目及び大和町四丁目 (別図二十二のとおり)

約六十七・五ヘクタール

(二十三)

杉並第六小学校周辺地区

杉並区阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目及び高円寺南

三丁目の各一部 (別図二十三のとおり)

約四十六・七ヘクタール

(二十四)

方南一丁目地区

杉並区方南一丁目 (別図二十四のとおり)

約三十三・六ヘクタール

(二十五)

東池袋四・五丁目地区

豊島区東池袋四丁目の一部及び東池袋五丁目(別図二十五のとおり)

約十九・二ヘクタール

(二十六)

補助二十六・百七十二号線沿道地区

豊島区長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目、長崎五丁目、南長崎一丁目、南長崎二丁目及び南長崎三丁目並びに南長崎四丁目、南長崎五丁目、南長崎六丁目、要町三丁目、千早三丁目、千早四丁目及び長崎六丁目の各一部(別図二十六のとおり)

約百五十三・五ヘクタール

(二十七)

雑司が谷・南池袋地区

豊島区雑司が谷二丁目並びに雑司が谷一丁目、南池袋二丁目及び南池袋四丁目の各一部(別図二十七のとおり)

約三十八・二ヘクタール

(二十八)

補助八十一号線沿道地区

豊島区巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目並びに北区西ヶ原一丁目及び西ヶ原三丁目の各一部(別図二十八のとおり)

約四十・七ヘクタール

(二十九)

十条駅周辺地区

北区上十条一丁目、上十条二丁目、十条仲原一丁目、

十条仲原二丁目、中十条一丁目の一部、中十条二丁目、

中十条三丁目、岸町二丁目の一部、東十条一丁目の一部、

東十条二丁目の一部、東十条三丁目の一部及び東十条四丁目の一部(別図二十九のとおり)

約八十一・二ヘクタール

(三十)

志茂・岩淵地区

北区志茂一丁目の一部、志茂二丁目並びに志茂三丁目、志茂四丁目、志茂五丁目、神谷三丁目及び岩淵町の各一部(別図三十のとおり)

約百十六・七ヘクタール

(三十一)

赤羽西補助八十六号線沿道地区

北区赤羽西一丁目、赤羽西四丁目、赤羽西五丁目及び赤羽台二丁目の各一部(別図三十一のとおり)

約六ヘクタール

(三十二)

荒川・南千住地区

荒川区荒川一丁目、荒川二丁目、荒川三丁目、荒川四丁目、荒川五丁目、荒川六丁目、荒川七丁目、町屋一丁目、町屋二丁目及び西日暮里一丁目の各一部並びに南千住一丁目及び南千住五丁目(別図三十二のとおり)

約百二十三・四ヘクタール

(三十三)

町屋・尾久地区

荒川区荒川五丁目、荒川六丁目、町屋二丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、東尾久一丁目、東尾久二丁目、東尾久三丁目、東尾久四丁目、東尾久五丁目、東尾久六丁目、

西尾久一丁目及び西尾久二丁目並びに西尾久三丁目及び

西尾久四丁目の各一部並びに西尾久五丁目及び西尾久六丁目(別図三十三のとおり)

約二百四十二・六ヘクタール

(三十四)

大谷口一丁目周辺地区

板橋区大谷口一丁目並びに大谷口二丁目及び大山西町の各一部(別図三十四のとおり)

約十九・一ヘクタール

(三十五)

西新井駅西口周辺地区

足立区梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目及び関原二丁目の各一部、関原三丁目並びに西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、興野一丁目及び本木二丁目の各一部(別図三十五のとおり)

約五十四・八ヘクタール

(三十六)

足立区中南部一帯地区

足立区足立三丁目、足立四丁目、梅田二丁目、梅田七丁目、興野二丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住旭町、千住寿町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住柳町、千住東一丁目、千住東二丁目、西新井栄町二丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五丁目、本木北町、本木東町、足立一丁目、足立二丁目、梅田一丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田八丁目、興野一丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住五丁目、千住大川町、千住元町、西新井